

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律（９－１）

根 拠 条 項：第１４条

処 分 の 概 要：探偵業者に対する指示

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。

なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）

備 考

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律（９－２）

根 拠 条 項：第１５条第１項

処 分 の 概 要：探偵業の停止命令

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。

なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）

備 考